を選択した場合であっても、担保目的物が紛失・消滅等して管財人に担保目的物の管理処分権がない場合及び代物弁済を行うために更生会社が過分の費用を負担する場合等の合理的な理由により代物弁済をすることができないと管財人が判断した更生担保権については、①の方式によるものとする。

⑵　別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動）」記載の更生担保権について

ア　弁済時期等

㋐　担保目的物は、いずれも後記イ記載の方法で売却する。

㋑　後記ウ記載の方法で計算した「担保弁済額」を、当該担保目的物売却代金全額を受領後２ヶ月を経過する日又は更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに弁済する。

㋒　「担保弁済額」が別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」の「確定更生担保権額」（以下「確定更生担保権額」という。）に不足する場合、その不足額（以下「不足弁済額」という。）は一般更生債権とみなし、後記第３節の定めに従う。

「担保弁済額」が確定更生担保権額を超過する場合、当該超過額（以下「超過弁済額」という。）を更生担保権とみなして弁済し、当該超過額相当額の一般更生債権に対してなされた本章第３節第２の１⑴②の定めによる免除の効力は失われるものとする。

イ　担保目的物の売却

㋐　管財人は、裁判所の許可を得て、速やかに担保目的物を公正な取引価額以上の価額で売却する。

㋑　管財人が担保目的物を売却するときの処分条件は、原則として以下のとおりとする。

①　現状有姿（譲渡証明書、検査証その他担保目的物に係る必要書類等の存否を含む）による売買とし、売主は瑕疵担保責任を負わない。

②　担保目的物の所有権の名義変更に要する費用及び引渡し費用等の売却の費用は買主の負担とする。

㋒　売却の手続

ａ　更生担保権者は、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額以上となる価額による売買について、予め承諾する。

ｂ　管財人は、当該担保目的物の「担保弁済額」が確定更生担保権額に満たない金額となる価額による売買については、裁判所の許可を得る前に、当該担保目的物の更生担保権者に対し、売却予定価額を含む売却条件等を通知する（以下「売却条件通知」という。）。

更生担保権者は、売却条件通知に異議がある場合には、通知受領後２週間を経過する日までに、管財人に対し、売却条件通知の売却予定価格を含む売却条件等について書面で異議を述べなければならない。また、当該更生担保権者は、売却条件通知の受領後１ヶ月を経過する日までに、管財人に対し、当該担保目的物をより高い価額（以下「希望購入価格」という。）で購入する者で、かつ、支払いが確実な者（以下「特定購入希望者」という。）を書面で紹介しなければならない（但し、前記㋑の条件を前提とする。）。

管財人は、特定購入希望者に対して当該担保目的物を売却することにつき裁判所の許可が得られた場合、その者に当該担保目的物を売却する。

特定購入希望者に売却することにつき裁判所の許可を得られたにもかかわらず、特定購入希望者が売買契約の締結を拒否したとき、又は、管財人の責めに基づかずに当該売買契約が解除されたときは、更生担保権者が自ら希望購入価額での購入者となる申込みをしたものとみなす。

①当該担保目的物に担保権を有する全ての更生担保権者が売却条件通知に記載する条件に同意した場合、②売却条件通知を受領後２週間を経過する日までに当該担保目的物に担保権を有する全ての更生担保権者が異議を述べなかった場合、③売却条件通知を受領後１ヶ月を経過する日までに特定購入希望者の紹介がなかった場合、又は④紹介した特定購入希望者に売却することにつき裁判所の許可が得られなかった場合の何れの場合においても、管財人は、売却条件通知したところに従って、裁判所の許可を得て当該担保目的物を売却する。

ウ　担保弁済額

㋐　「担保弁済額」とは、当該担保目的物の売却代金（消費税を除く）から、下記ａからｅまでの控除項目記載の売却の費用を控除した残額とする。

記

ａ　売主負担の仲介手数料

ｂ　売主負担の印紙代（契約書・領収書）

ｃ　売主負担の登録手続費用

ｄ　更生会社の生じる種々の負担の補填金として売却代金（消費税を除く）の３％相当額

ｅ　その他、担保目的物売却にあたり生ずる費用及び担保目的物の価値の維持のために特別に支出した費用（但し、更生担保権者と協議の上、合理的な金額を定める。）

㋑　「担保弁済額」の限度額

上記㋐の定めに従って算出した金額が、別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の「被担保債権額」欄記載の当該担保目的物に関する更生担保権の被担保債権額を上回る場合、「担保弁済額」は当該担保目的物に係る被担保債権額を限度とする。

⑶　別表８－３「更生担保権弁済計画表（所有権留保：金銭弁済）」記載の更生担保権について

ア　別表８－３「更生担保権弁済計画表（所有権留保：金銭弁済）」記載の更生担保権は、確定更生担保権額全額を更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

イ　但し、別表12「担保権の目的の一覧表（所有権留保）」の「手形抗弁の有無及び原因債権額」欄に「有」と記載されている所有権留保物件について更生会社が第三者の振り出した手形を更生担保権者に裏書譲渡している場合（以下、当該手形を「本件回し手形」という。）、当該所有権留保物件の原因債権（以下「本件原因債権」という。）に係る更生担保権については、当該更生担保権者が更生計画認可決定確定後２ヶ月を経過する日までに書面による意思表示により選択することにより（期限内に選択がない場合には下記①を選択したものとみなす。）次のいずれかの方法により弁済をする。